

議案第 2 号 (協議案件)

是正の要求の指示に関する対応について

平成25年10月18日付けで文部科学大臣から沖縄県教育委員会あてに出された「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（指示）」への対応に関して、平成25年11月28日に別紙の通り沖縄県教育委員会教育長が上野通子文部科学大臣政務官と面談を行った。

当該面談での指導内容を踏まえ、対応についての協議を行う。

平成25年12月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

八重山教科書に係る上野通子文部科学大臣政務官との面談について

1 期 日 平成25年11月28日(木) 15:05~15:30

2 場 所 文部科学省上野通子文部科学大臣政務官室

3 上野文部科学大臣政務官のコメント

これまで長い間、再三再四指導や助言を行ってきた。また、10月18日には地方自治法に基づき是正要求の指示をしたが、未だに是正要求を行っていないことを大変遺憾に感じている。

このまま仮に是正要求をしないということになれば、沖縄県教育委員会自体が地方自治法違反ということになる。速やかに法律に基づく義務を果たしていただきたい。

4 内容詳細

(1) 上野文部科学大臣政務官より、10月18日に文部科学大臣から沖縄県教育委員会に是正要求の指示をしたが、沖縄県教育委員会が竹富町教育委員会に是正要求を現時点で実施していないことについての説明を求められた。

(2) 諸見里教育長より、県教育委員会での議論の内容について主に以下のような説明を行った。

①無償措置法の目的とする「義務教育の充実」について大きな問題は生じていないと認識している。

②是正要求を行うことにより、八重山地区の教育環境に悪影響がでることも危惧される。

③今回の「是正の要求」の指示は、地方分権一括法の国会審議の衆参両院でなされた附帯決議に照らした場合、その趣旨を反映したものにはなっていないのではないかという疑義がある。

(3) 諸見里教育長の説明を受けた上野文部科学大臣政務官より以下のような指導があった。

①日本は、法治国家であり、法律を守ることを子どもたちにしっかり示す必要がある。

②国の責任で無償で教科書を配布することができない状態にあることが問題と考えている。

③この問題が発生してからすでに2年が経過しており、これ以上待てない。3月までにはきちんとした教科書が配布できる状態にしないといけない。早急に竹富町教育委員会に是正要求をしてほしい。

④無償措置法は地教行法に対して特別な定めをしている。

⑤法に則って粛々と対応してほしい。

(4) 諸見里教育長より、本日の指導を受け、持ち帰って県教育委員会で対応を検討する旨を伝えた。